

原告 mrkono

被告 国

準備書面 (1)

平成19年11月16日

東京地方裁判所民事第16部合議1係 御中

被告指定代理人

武 藤 京 子



梶 山 大 輔



有 水 基 幸



被告は、本書面において、訴状「請求の原因」記載の事実に対する認否を行うとともに、被告の主張等を述べる。

なお、略称等については、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第一 概略説明」について

(1) 1について

不知

(2) 2について

訴外亡木村悟（以下「亡悟」という。）が木村の実子であることは認めるが、その余は知らないし認否を要しない。

(3) 3について

知らないし認否を要しない。

(4) 4について

争う。

2 「第二 上述4名の検察官の職務行為の不法行為（民法第709条）構成」について

全体として否認ないし争う。

3 「第三 私が譲受した損害賠償請求権の内訳（請求）」について

原告が木村から損害賠償請求権を譲り受けたことは不知。その余は争う。

第2 亡悟の死亡に関係する事件の捜査経過

1 亡悟の死体は、平成11年10月25日、町道に隣接する北海道川上郡標茶町字西標茶69番地所在の側溝草地において、損壊した自動二輪車とともに発見された。

2 釧路地方検察庁（以下「釧路地検」という。）検察官は、平成12年2月2

8日、亡悟を被疑者とし、平成11年10月22日ころ、上記1の北海道川上郡標茶町西標茶69番地付近道路における自動二輪車の無免許運転及び安全運転義務違反を内容とする道路交通法違反被疑事件を不起訴処分とした。

3 木村及び亡悟の実父である木村勝雄は、平成15年11月26日、北海道警察本部長に対し、平成11年10月22日ころ、氏名不詳の被疑者が、北海道川上郡標茶町内において、亡悟に対し、暴行を加え、よって、傷害を負わせ死亡させた旨の傷害致死被疑事件を告訴した（甲第9号証）。

4 上記3記載の傷害致死被疑事件は、その後、釧路地検検察官に送致され、同地検検察官検事椿剛志が捜査を担当していたが、同検事の異動に伴い、同地検検察官検事中尾貴之が同事件を引き継ぎ、同検事は、平成17年12月28日、同事件を不起訴処分とし、同処分を告訴人である木村及び木村勝雄に対して通知した（甲第7号証の1）。

5 釧路検察審査会は、上記5記載の不起訴処分について不起訴不当の議決をしたため、同地検検察官検事藤田信宏が再捜査を行い、同検事は、平成18年10月17日、同事件を不起訴処分とした（甲第7号証の2）。

第3 被告の主張

1 職権濫用、犯人隠避の主張に理由がないこと

原告は、釧路地検の検察官4名が、北海道警察釧路方面弟子屈警察署警察官の犯罪行為を隠蔽するなどの目的で、本件告訴事件を不起訴処分としたことによって、「富士子の告訴権」及び亡悟を殺害した「富士子の真犯人に対する正当な損害賠償請求権」を侵害したとして、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項による損害賠償請求権を主張し、かかる損害賠償請求権の譲渡を受けた旨主張する（訴状2ないし4ページ）。

また、原告は、写真撮影報告書（甲第1号証の1）の作成年月日、及び、同書面の写真撮影年月日について、亡悟の遺体が発見された平成11年10月2

5日より前の同月23日とされていることを問題視し、これを「公表された交通事故現場が偽装である事実」を明らかにするものと主張する。

しかしながら、亡者の遺体が発見されたのが平成11年10月25日であることは争いのない事実であり、上記写真撮影報告書（甲第1号証の1）の作成年月日は、平成11年10月26日の誤記であり、このことは釧路地検検察官においても平成15年2月6日、かつての捜査主任官から確認している（乙第1号証の1及び2）。

以上のとおり、釧路地検検察官が警察官の犯罪行為を隠ぺいするなどの目的で、本件不起訴処分をしたなどという原告の主張に、具体的な根拠も裏付けも何ら存せず、原告の上記主張は不当なものである。

2 国賠法上保護すべき利益がなく、公務員の法的義務違反もないこと

上記1の点においても、原告の主張に理由がないことは以下に述べるとおり明らかである。

(1) まず、国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の注意義務に違反して当該国民に損害を加えたときに国又は公共団体が損害を賠償する責めに任ずることを規定したものであり、公務員の行為が国賠法上違法となるかどうかは、当該公務員が個別の国民に対して負う職務上の法的義務に違背したか否かにかかるといふべきである（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ）。

さらに、かかる国賠法1条1項にいう公務員の行為の「違法」が問題とされるためには、権利ないし法的利益が侵害されることが必要であり、そのような権利ないし法的利益が存在しなければ、そもそも当該個人との間で職務上の法的義務を負担しておらず、その違背の有無を議論する余地もないといふべきである。

(2) そこで、本件について検討するに、そもそも、犯罪の捜査及び検察官によ

る公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではなく、また、告訴は、捜査機関に犯罪捜査の端緒を与え、検察官の職権発動を促すものにすぎないから、被害者又は告訴人が捜査又は公訴提起によって受ける利益は、公益上の見地に立って行われる捜査又は公訴の提起によって反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではないというべきであるから、被害者ないし告訴人は、捜査機関による捜査が適正を欠くこと又は検察官の不起訴処分の違法を理由として、国家賠償法の規定に基づく損害賠償請求をすることはできないというべきであり（最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・判例時報1380号94ページ）、本件請求において、原告が「富士子の告訴権」の侵害を請求の根拠とする主張については、かかる利益が事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益でないことは明らかというべきである。

また、「富士子の真犯人に対する正当な損害賠償請求権」という権利が法的利益として認められるものであったとしても、検察官による捜査権及び公訴権の行使が公益を図るために行われるもので、被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものでないことは上記のとおりであり、捜査権及び公訴権の行使にあたり「富士子の真犯人に対する正当な損害賠償請求権」を保護すべき法的義務を負担するものではなく、かかる法的利益の侵害を根拠とする国賠法に基づく損害賠償請求もまたすることができないというべきである。

3 木村から原告に対する権利移転が形式的なものであり、訴訟を目的とする信託行為として、強行法に違反すること

- (1) 被告は、平成19年9月28日付け答弁書第2において、原告に対し、原告が木村から「富士子が受けた損害賠償請求権の51%の譲渡を受けました」（訴状2ページ）と主張するのみであることについて、請求原因事実でもあ

る上記譲渡の原因関係（原告と木村との関係、債権譲渡に至った経緯、債権譲渡に対する反対給付の有無等）について釈明を求めた。

しかるに、原告は、原告と木村との関係については釈明に応じず、また、債権譲渡に至った経緯及び債権譲渡に対する反対給付の有無等について、①原告と木村が面談したのは、平成18年12月6日及び平成19年4月22日の2回のみであり、②債権を譲り受けた動機は、「私は素人ですから、他人の事件に関与する権利も義務もありません。しかし私には、警察と検察の馴合いと癒着構造が招来したと覚しき本件事件に、深い思い入れがありました。…こうした事情で、私は富士子の不確定な損害賠償請求権が、是が非でも譲受したくなったのです。」と主張し、③反対給付は、「客観的交換価値はともかくとしても、私としては主観的価値の高い（思い入れの深い）シェルコレクションを対価（反対給付）として、富士子から本件債権を譲受したのです（甲第17号証）。」などと釈明する（平成19年11月16日付け原告準備書面(1)（以下「原告準備書面(1)」という。）2ページ）にとどまっている。

(2) ところで、信託法11条は、「信託ハ訴訟行為ヲ為サシムルコトヲ主タル目的トシテ之ヲ為スコトヲ得ス」と訴訟信託の禁止を定めている。

そして、訴訟行為をさせることを主たる目的とする信託であるか否かは、信託行為の時を基準として、当該信託がされた経緯、信託行為の条項、受託者の職業、委託者と受託者との関係、対価の有無、受託者が訴訟を提起するまでの時間的な隔たり等、諸般の事情を総合的に考慮して判断されることになる。

また、信託法11条は強行規定であるから、同条に違反する信託行為は無効であり、受託者が同条に違反して委託者から信託を受けた権利について訴訟を提起した場合であっても、受託者は信託の設定当初から無権利者だったことになり、当該訴訟は請求棄却されることになる（以上につき、寺本昌広

- (3) そこで、原告提出の甲第5号証をみるに、同書証は、「権利譲渡書」という表題の下、平成19年4月10日付けで、木村から原告に対して譲渡された譲渡物として、「釧路地方検察庁の検察官（作原大成・椿某・中尾貴之・藤田信宏）が適法な職務行為を装いながら、その実質において譲渡人家族に加えた不法行為（違法行為）に対する損害賠償請求権。ただし、譲渡するのは譲渡人である木村富士子の権利の半分超（51パーセント）とする。」と記載する。

しかしながら、譲渡との対象となった木村富士子の権利が金銭的にいかなる評価を受けるものであるのかも確定しておらず、したがって、「木村富士子の権利の半分超」がいかなる権利内容のものであるのかも確定していない。このことについては、原告自身が「富士子の不確定な損害賠償請求権」（原告準備書面(1)2ページ）と表現しており、原告が取得したという損害賠償請求権の内容が、不確定なものであることを如実に示すものである。

原告の主張によっても、原告と木村は、平成18年12月6日及び平成19年4月22日の2回しか面談したことがないにもかかわらず（原告準備書面(1)2ページ）、原告は、「検察と警察の馴合いと癒着構造が招来したと覚しき本件事件に、深い思い入れがありました。それは国と東京都を相手に争った9件の国賠訴訟…が私には存在したからなのです…。」（原告準備書面(1)2ページ）との理由から、初対面から約4か月後の平成19年4月10日に木村の損害賠償請求権を譲り受けたというのである。

かかる事情を総合的に考慮すれば、原告が譲り受けたと主張する「木村富士子の権利」は、その内容が極めて不確定であり、原告がいかなる範囲で権利を取得したのかも判然とせず、かかる不確定な内容の権利の譲渡を受けたのも、原告自身が、本件を「検察と警察の馴合いと癒着構造が招来したと覚しき」事件と理解し、「国と東京都を相手に争った9件の国賠訴訟」に関与

した経験を有したことから、原告の主張どおりの債権譲渡がされたとするならば、それは、訴訟行為をさせることを主たる目的としてされたものと推認されることは明らかであり（大阪高等裁判所昭和58年1月18日判決・判例時報1084号92ページ参照）、同債権譲渡は信託法11条により無効である。

したがって、原告の上記主張は失当である。

4 結論

以上の次第であるから、原告の主張はいずれも失当であり、被告に対する請求には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。